

長岡市指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所の指定に関する手引き

令和4年9月改定 長岡市福祉課障害支援係

1 指定申請について

(1) 指定の単位

指定は、事業所ごとに行います。

特定相談支援と障害児相談支援の指定申請を兼ねた様式となっているので、両者の指定を同時に申請する場合、書類は1セットで構いません。

なお、原則として障害児相談支援のみの指定はできません。障害児相談支援の指定申請をする場合は、特定相談支援の指定申請も併せて行ってください。ただし、運営規定に明記することにより、主たる対象者を障害児のみにすることは可能です。

(2) 申請先

特定相談支援・障害児相談支援ともに福祉課障害支援係に申請してください。

(3) 申請書類

指定申請に必要な書類は、長岡市のウェブサイトからダウンロードすることができます。

「トップ>健康・福祉>障害者支援>医療機関・事業所向け様式>計画相談支援及び障害児相談に関する書類」

(4) 提出方法

指定申請書、添付書類を郵送もしくは持参し提出してください。また、差し替え等の際に必要となりますので、必ず写しを控えておいてください。

(5) 提出期限

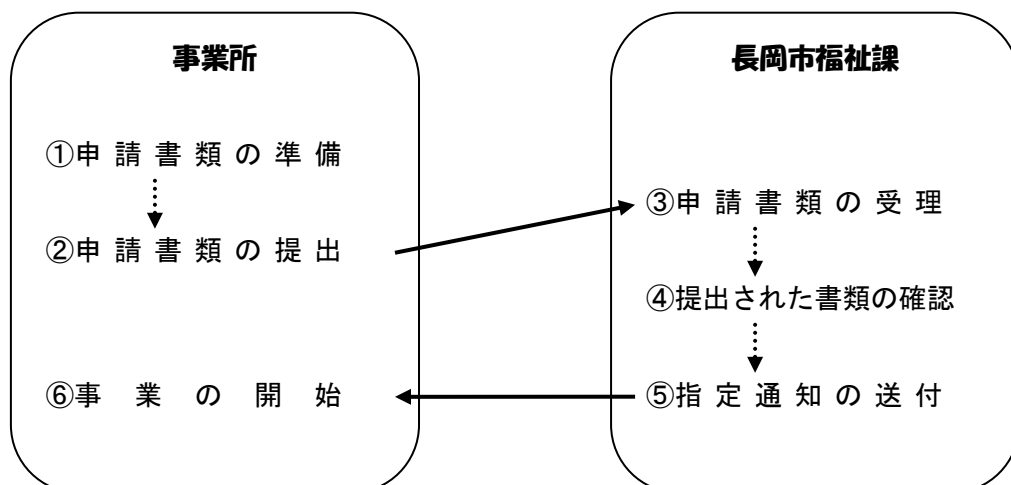
事業開始予定年月日の1ヶ月前までに提出してください。

1ヶ月前を過ぎて申請した場合、事業開始予定日までに指定ができない場合がありますので、ご了承ください。

2 指定の期間

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の指定の有効期間は6年です。有効期間が切れる前に、指定を継続する場合は必要な手続きを行ってください。

指定手続きの流れ（イメージ）



3 指定基準について

(1) 人員に関する基準

従業者 (1名以上)	専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可） 資格要件：相談支援専門員（厚生労働省の定める基準を満たす者）
管理者 (1名以上)	専従の管理者（業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可） 資格要件：特になし

※従業者と管理者の兼務は可能です。したがって、相談支援専門員が1名いれば人員基準を満たすこととなります。

(2) 運営に関する基準

厚生労働省令の定める運営に関する基準に従うこと。

4 変更の届出等について

指定を受けた事業所について次の事項に変更が生じた場合、10日以内にその旨を届け出てください。

(1) 事業所の名称及び所在地
(2) 申請者の氏名又は名称
(3) 主たる事業所の所在地
(4) 代表者の氏名及び住所（申請者が法人その他の団体である場合）
(5) 事業所の平面図及び設備
(6) 管理者の氏名、経歴、住所
(7) 指定計画相談支援または指定障害児相談支援にあたる者の氏名及び住所
(8) 主たる対象者
(9) 運営規定
(10) 役員の氏名または住所
(11) 定款

5 指定の取消しについて

指定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の二十九第2項各号に該当した場合、指定取消しの対象となります。

〔お問い合わせ先〕

940-8501

長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市役所福祉課障害支援係

電話：0258-39-2218 FAX：0258-39-2256

メール：fukushika@city.nagaoka.lg.jp